

宮城県公報

行 城 宮
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 二
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 四
- 土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 四

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第一号から様式第一号の四までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。

様式第一号の五表面中「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者又はその従事者若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業従事者として、許可捕獲等を行ったか否かの別」や「鳥獣の管理の目的の捕獲許可

を受けて許可捕獲等を行った者又はその従事者として許可捕獲等を行った者か否かの別」及び「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者又はその従事者若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者として、許可捕獲等を行ったか否かの別」や「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った者又はその従事者として許可捕獲等を行った者か否かの別」及び「同様式裏面中「相違ない」や「原本と相違ない」及び「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者」や「申請前1年以内に鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者」及び「鳥獣の管理の目的の捕獲許可従事者又は指定管理鳥獣捕獲等事業従事者」や「申請前1年以内に鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者の従事者(指定管理鳥獣捕獲等事業従事者を含む。)として、鳥獣の捕獲等に従事した者」及び「様式第一号(ヤシ)中「(本人署名又は記名押印)」や「同様式別紙中

「氏名(本人署名又は記名押印)」を「氏名」に改め、様式第一号(ヤシ)中「(本人署名又は記名押印)」を削り、同様式別紙中

「氏名(本人署名又は記名押印)」を「氏名」に改める。

様式第三号の二中「(記名押印又は署名)」を削る。

様式第三号の三中「(記名押印又は署名)」を削り、同様式別紙中

氏 名	印	氏 名

を

に改める。

様式第四号及び同様式別紙中「〔本人署名又は記名押印〕」を削る。
 様式第四号の三中「〔記名押印又は署名〕」を削る。
 様式第五号中「〔本人署名又は記名押印〕」を削る。
 様式第五号の二中「〔記名押印又は署名〕」を削り、同様式別紙中

を

に改める。

様式第五号の三中「〔記名押印又は署名〕」を削る。
 様式第九号表面中「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者又はその従事者若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業従事者として許可捕獲等を行ったか否かの別」や「鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けず許可捕獲等を行った者又はその従事者として許可捕獲等を行った者か否かの別」を

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「〔本人の署名又は記名押印〕」を「連絡先 ()」及び

連絡先

()

を「連絡先

()

」及び

「性別」を

「性別
旧姓等併記希望
旧姓又は通称名」

「2 年 月 都道府県知事施行製菓衛生師試験合格」

「2 年 月 府県知事施行製菓衛生師試験合格」

「(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。」

「(備考)

1 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

2 添付書類

(1) 戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し(6ヶ月以内のもの。住民票の写しについては、本籍地の記載があり、個人番号(マイナンバー)が省略されたもの。)

(2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証する医師の診断書(3ヶ月以内のもので、診断した医師の氏名のあるもの。)

(3) 製菓衛生師試験合格証書(原本提出)

3 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

「 氏 名

住所

氏 名

(本人の署名又は記名押印)

生 年 月 日 年 月 日生

連 絡 先

菓子製造に係る技能士の資格の有無

製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

「 宮城県知事 殿

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連 絡 先

菓子製造に係る技能士の資格の有無

製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

(備考)

1 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

2 添付書類

(1) 写真1枚(出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)

(2) 受験資格を有することを証する書類

(3) 菓子製造技能士である者は、その技能検定合格証書の写し

」

「 氏 名

住所

氏 名

(備考) 従事者が菓子製造業者である場合又は廃業等により菓子製造業者がいない場合は、菓子工業組合等所属団体の長が証明すること。

(備考)

従事者が菓子製造業者である場合又は廃業等により菓子製造業者がいない場合は、菓子工業組合等所属団体の長が証明すること。

」

「 氏 名

住所

氏 名

(本人の署名又は記名押印)

生 年 月 日 年 月 日生

連 絡 先

菓子製造に係る技能士の資格の有無

訂正の原因となった事実を証する書類(免許証へ旧姓又は通称名併記の追加、変更を希望する場合は、その事実の記載があるもの。)

(備考)

添付書類

「(本人の署名又は記名押印)」

生 年 月 日 年 月 日生

連 絡 先

菓子製造に係る技能士の資格の有無

製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

「2 登録削除の理由

「2 登録削除の理由」を 〇に改める。

(備考)
添付書類
製菓衛生師免許証(原本返納)」

様式第八号中 「(本人の署名又は記名押印) 〇」を「連 絡 先 (〇)」に

「(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。」を

「(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。」に改める。

様式第九号中 「(本人の署名又は記名押印) 〇」を「連 絡 先 (〇)」に

「(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。」を

「(備考) 〇」を「〇」に改める。

2 添付書類 製菓衛生師免許証(破損、汚損の場合) 〇

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の製菓衛生師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の製菓衛生師法施行細則の規定によるものとみなす。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第三十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年宮城県規則第四十八号)の一

部を次のように改正する。

第二条第十三項を削り、同条第十四項中「様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第三条中「又は省令」を削り、「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、「当該食鳥処理場の所在地を管轄する」及び「又は塩釜保健所岩沼支所」を削り、「係る法第十六条第七項の確認状況報告にあっては」を「おいて法第十六条第一項の規定による認定を受けようとする者及び同条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者が知事に提出する書類(法第十七条第一項第四号の規定による届出を除く。）」については」に改め、「又は当該支所長」を削る。

様式第一号、様式第四号及び様式第四号の二中「記名押印した」を「記名した」に改める。
様式第十二号を削る。

様式第十三号中「様式第13号」を「様式第12号」とし、同様式を様式第十二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第三十二号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和二年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「条例第七条の許可の申請前十年間に」を削り、「処せられた」を「処せられ、その最後に処せられた刑の前の刑に処せられた日から十年を経過しない」に改め、同条第二号中「条例第七条の許可の申請前十年間に」を削り、「経過しない者」を「経過せず、かつ、当該取消しの前の取消しの日から十年を経過しない者」に改め、同条第三号中「条例第七条の許可の申請前三年間に」を削り、「受けた」を「受けた日から三年を経過しない」に改め、同条第四号中「条例第七条の許可

の申請前三年間に」を削り、「受けた」を「受け、その最後に受けた処分前の処分を受けた日から三年を経過しない」に改める。

第十一條第一項に次の一号を加える。

七 前六号に掲げるもののほか、土砂等の埋立て等の施行に支障がないと知事が認める変更第十三條第二項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 搬入された土砂等の発生場所

第十三條第二項中第三号の次に次の一号を加える。

四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量（一時堆積の場合にあつては、年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量）

第十四條第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量

第十四條第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

様式第七号（その一）及び様式第七号（その二）を次のように改める。

様式第七号（その一）（第13条関係）

土砂等管理台帳（ 年 月）

許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う 土地の面積	
土砂等の埋立て等に使用する 土砂等の量	
土砂等の埋立て等の期間	

土砂等の発生場所	土砂等を発生させた者の氏名 (法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地)
A		
B		
C		
D		

前月までの累計の搬入量	土砂等の発生場所の内訳				
	当月分	A	B	C	D
日付	一日当たりの 土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D
当月計					
累計					

様式第7号 (その2) (第13条関係)

土砂等管理台帳 (一時堆積) (年 月)

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名)	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う土地 の面積	
年間の土砂等の埋立て等に使用 する土砂等の搬入及び搬出 の予定量	

土砂等の発生場所	土砂等を発生させた者の氏 名(法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地)	土砂等の発生場所の内訳			
			搬入量	搬出量		
A			m ³	m ³		
B				m ³		
C				m ³		
D				m ³		

日付	当日の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D	前月までの累計の搬入量・搬出量	
						m ³	m ³
当月計							
累計							

様式第9号中

「土砂等の埋立て等を行う土地
の面積」
m³

「土砂等の埋立て等を行う土地
の面積」
m³

「土砂等の埋立て等に使用する
土砂等の量」
m³

「土砂等の埋立て等を行う土地
の面積」
m³

「土砂等の埋立て等を行う土地
の面積」
m³

「年間の土砂等の埋立て等に使用
する土砂等の搬入及び搬出
の予定量」
m³

改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

を に を に